

○社会資本整備審議会における答申

今後の建築基準制度のあり方について「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」（第二次答申）より抜粋

II. 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方

1. 現状と課題

(3) 専門性の高い分野における確認審査

建築基準法上、昇降機や遊戯施設（以下「昇降機等」という。）といった専門性の高い機械類についても、建築主事等が確認審査を行うこととされている。昇降機等の審査に当たっては、安全装置等の制動装置や制御器も含め審査することになっていることから、それらを構成する機械部品や電子回路等が安全な動作を行うことも確認しなければならないこととされているが、制動装置や制御器等に関する技術の高度化・複雑化が急速に進んでおり、専門的な知識を有していない建築主事等では十分な審査が困難な状況となっている。

このため、昇降機等に設けられる制動装置や制御器の性能が確実に発揮できるかどうかの審査については、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が関与する審査のあり方を検討する必要がある。

(5) 定期調査・検査報告制度及び維持保全

②昇降機等の維持保全

昇降機等の安全を確保する上で、日常的な保守管理や運行管理を適正に実施することが重要である。現状としては、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、「遊戯施設の運行管理規程」の作成の手引き」等を周知し、これに基づき保守管理や運行管理の指導が行われているが、法的な位置づけがなく、必ずしも十分に徹底されていない現状にある。

2. 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のために早急に講すべき施策

(2) 専門性の高い分野における確認審査方法の見直し

昇降機等に設ける制動装置や制御器等の性能について、国土交通大臣の認定の対象とし、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が審査する仕組みの導入を検討する必要がある。

(4) 定期調査・検査報告制度及び維持保全のあり方

②昇降機等の維持保全の徹底

昇降機等については、建築物の所有者等が建築基準法第8条第2項の規定に基づき定める保全計画において、昇降機等の保守・点検を含めた維持管理方法、体制等が定められ、適切に保守点検や運行管理が行われるよう、所有者等を指導する必要がある。